



「駅業務委託における議事録確認の遵守、新たな駅業務委託の一旦中止を求める緊急申し入れ」提出！！

JR東労組は、国鉄改革を真面目に担ったエルダー社員の雇用の場の確保のために駅の業務委託を行ってきました。そして、駅の将来展望については、2016年に申6号交渉において議論し、JR本体に残すべき駅として「新幹線停車駅」「地区駅」「常時運転取り扱いのある駅」を確認してきました。しかし、これらの駅について、「一部コーナーの業務委託はあり得る」という会社の見解と、「これらの駅はすべて本体で運営すべき」という組合の主張に大きな対立が明確になりました。駅業務委託は、地方での議論経過もあることから、一旦、各地本一支社間で議論を行い、認識が深まらなかった項目は、再度、本部一本社間で議論すると議事録確認を締結しています。

一方で、(株)JR東日本ステーションサービス(以下、JESS)は、2018年4月1日に人事賃金制度を改正するため、JR東労組は1月18日に提案を受け、1月24日と30日に解明交渉を行いました。しかし、不明確な点や疑問点、不安な点があることから、第二次解明申し入れを行いました。そして、組合員の働き方向上につながるのか明らかにならない中で、JESSへの駅業務委託を進めることはできないと本部は判断し、1月25日の「第8回中央執行委員会」で「JESSの人事賃金制度を妥結してから駅業務委託を進めること」を決定しました。

そのような中、2月17日に横浜支社管内の川崎駅では北口改札が新規開業します。ここでの運営体制について、横浜地本一支社間での認識が深まらない中、本部一本社間でも、労使で議論を積み上げていました。しかしながら会社は、2月に入り、突然、それまで積み上げていた労使の議論を反故にし、一方的に川崎駅北口改札をJESSへの業務委託で進めようとしています。このような「委託ありき」の姿勢は認める訳にはいきません。

駅業務委託については、議事録確認も行っており、これを遵守すべきです。また、JESSの人事賃金制度は不明確な点や疑問点、不安な点が多く、将来に不安を残したまま業務委託を進め、組合員を不安に陥れることはできません。

したがって本部は、下記の項目で「緊急申し入れ」を行いました。

記

1. 今回のJESSでの人事賃金制度の改正に当たり、JR東日本会社の問題認識とその関わりを明らかにすること。
2. JESSへの業務委託契約方式を明らかにすること。
3. JESS東京支店で使用された『必要人工の基礎知識』と『業務委託契約方式』についてという教育資料と、JESS千葉支店で使用された「プロパー社員研修資料」について、調査把握すること。また、JESSでこのような教育をおこなっている意図を明らかにし、JR本体のかかわりと本社の認識を明らかにすること。
4. 鉄道業はチームワークが最も重視されているが、グループ会社での社員間の競争を招かないためのJR本体がなすべき役割と具体策を明らかにすること。
5. JESSの人事賃金制度が妥結するまでJESSへの業務委託を行わないこと。
6. 川崎駅北口改札の運営体制については、申6号の議事録確認に則り、本部一本社間での議論が終了した後に、地本一支社間で議論し、決定すること。

議事録確認遵守!安心して働ける駅を創りだそう!!

